

保護者・生徒の皆様

愛知県立瀬戸高等学校

校長 丸山 洋生

緊急事態措置を受けた本校の対応

令和3年5月7日付けで、本県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、緊急事態措置が知事から発出されました。現在、従来株に比べ若年層への感染力が強い可能性のある変異株の割合が上昇し、変異株への置き換わりが進みつつある状況にあります。

これらを受け、翌5月8日に愛知県教育委員会より県立学校の対応について通知がありましたので、その通知に基づき本校の対応について以下のとおりといたします。

1 学校運営の基本方針

本県が緊急事態宣言の対象に加えられたこと、従来株より若年層も感染しやすい可能性がある変異株に置き換わりつつあることを踏まえ、警戒度を最大にし、感染防止対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していきます。

2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚を持って感染拡大防止に取り組む必要があります。そのため、改めて、基本的な感染対策を徹底するよう指導等を行います。

(1) 登下校、放課後及び休日

ア 令和3年5月12日(水)から令和3年6月4日(金)までを**時差登校期間**とします。**9時05分までに登校**させてください。授業は通常どおり行います(時間短縮あり)。

イ 御家族も含めた毎日の健康観察を実施し、お子様に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないでください。

ウ 感染者が急増している地域については、同居御家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えるようお願いいたします。

エ 同居御家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、お子様を登校させないでください。

オ 授業後は、寄り道はせず、まっすぐ帰宅するように指導します。生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、授業後や部活動終了後だけでなく、休日においても自粛するよう指導します。

カ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導します。

(2) 校内における感染対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底します。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導します。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗い、咳エチケットを徹底するよう指導します。

ウ 教室等の常時換気を実施します。なお、熱中症などによる健康被害が生じないよう、調節可能な服装を可能とするなど、柔軟な対応をします。

(3) 教職員の感染対策

教職員も常日頃から上記感染症対策を徹底します。

3 教育活動上の対応

(1) 中止とする活動

「感染対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」は行いません。

- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・芸術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 学習活動

- ア 身体的距離の確保を優先し、教室等においては、生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保します。
- イ 施設の制約により1メートルの距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行います。
- ウ ペアワーク等を行う場合は、次に留意して実施します。
- ・ペア等を組む相手は固定します。
 - ・近距離で、対面にならない形で実施し、極力短時間に留めます。
 - ・マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導します。
- エ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とします。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行います。運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用するよう指導します。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用させることも考えます。
- オ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があつて、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には緊急事態宣言下であることを鑑み、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応します。
- キ 通学困難等の生徒に対し、スタディサプリを活用するなど、オンラインによる学習支援を進めます。

(3) 部活動

- ア 対外的な練習試合、合同練習は当面中止とします。
- イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討します。
- ウ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合つて発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については行わないようにします。
- エ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中の感染防止対策の徹底を図ります。
- オ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施します。
- カ 運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用するよう指導します。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用させることも考えます。
- キ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導します。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気を行います。

4 保護者の皆様との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各御家庭との連携が不可欠です。

御家族も含めた登校前の健康観察や、休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛、放課後は寄り道をせずに帰宅すること、不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなど、各御家庭においても感染予防に努めていただくようお願いいたします。